第三十四条の四第二項第二号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第八十七条第五項第二号中「第二条第十一項第一号イからハまで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第六項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第八十七条の二第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十三条第三項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第四項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九十七条第四項第二号中「第二条第十一項第一号から第三号まで」を「第二条第十一項第一号イからハまで」に改め、同条第五項第三号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百九条中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四十六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第九条の八第六項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第四号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第七項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第九条の九第六項第七号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正）

第四十七条　次に掲げる法律の規定中「第百九十七条（」を「第百九十七条第一項第一号から第四号の二まで、第五号若しくは第六号若しくは第二項（」に改める。

一　協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第四号

二　信用金庫法第三十四条第四号

三　労働金庫法第三十四条第四号

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第四十八条　協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第五条の四第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第六条の五の十一第一項中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に、「有価証券若しくは暗号資産の」を「有価証券若しくは暗号資産又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に、「有価証券の」を「、有価証券若しくは暗号資産の」に改め、同条第二項中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第四十九条　外国為替及び外国貿易法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号ロ中「資金決済に関する法律第二条第十四項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四十九項」に改め、同項第十四号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第十六条の二の表の五の項の上欄中「暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業を行う者」に改め、同項の下欄第一号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改め、同欄第二号中「当該暗号資産交換業者」を「当該暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「外国暗号資産交換業者」を「外国暗号資産取引業者」に改める。

第五十五条の三第二項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第五十条　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同条第九項第二号を次のように改める。

二　特定投資家等（金融商品取引法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。）のみを相手方として行う場合で政令で定める場合

第四条第二項第十二号及び第六条第六項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第十三条第三項第二号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第四十九条第二項第十三号及び第五十条第二項第七号中「特定投資家私募」を「特定投資家等私募」に改める。

第二百八条第二項第二号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第六項」に改める。

第二百二十三条の三第二項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。次項において同じ。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改め、同条第三項中「有価証券」の下に「若しくは暗号資産」を加え、同条第五項中「暗号等資産関連業務に関する特則」を「暗号等資産関連業務における暗号等資産の性質に関する説明等」に改める。

（信用金庫法の一部改正）

第五十一条　信用金庫法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第五十三条第五項第一号の二中「第二十八条第八項第六号」を「第二十八条第十項第六号」に改め、同項第五号中「第二十八条第八項第四号」を「第二十八条第十項第四号」に改め、同条第六項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条第五項第一号中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第十項第三号」を「第二十八条第十一項第一号ハ」に改める。